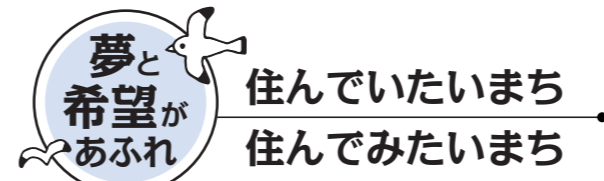


みんなで ともに 乗り越えよう



なかよく みんな えがおの
花咲くまち なみえ

町が行っている取組についてお知らせします。

農業委員会だより 令和4年度標準農業労働賃金協定表

令和4年度の標準農業労働賃金を以下のとおり設定しました。
料金は、あくまで目安ですので、頼む人頼まれる人が相談して決めてください。

【労働作業】(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

作業名	単位	作業単価(円)	摘要
一般作業	1日	7,200	1日8時間 1時間当たり900円(食事なし)

【請負作業】(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

作業名	単位	作業単価(円)	摘要
耕 起	ロータリー耕 一番耕	10a	5,000
	ロータリー耕 二番耕	10a	4,000
起	プラウ耕	10a	7,000 耕うん深度は15cmを基準とする
機械によるくろぬり	1m	40	
植代かき	10a	6,000	2回かきを基準とする
機械田植	10a	7,000	側条施肥無しは1,000円減とする
機械による畦畔の草刈り	1時間	1,500	自走式は500円増しとする
トラクターによる草刈り	10a	7,000	畦畔、法面含む
コンバインによる刈取り	10a	15,000	籾運搬費については同地区内1,000円、地区外1,500円加算する
防除	動力散布機	10a	800 薬剤は委託者負担とする
	動力散布機	10a	3,800 薬剤は委託者負担とする
乾燥・調整(色彩選別含む)	30kg	800	飼料用米については700円とする
肥料散布	10a	1,500	
堆肥散布	10a	3,000	10aあたり1tを基準とし、積込み含む

※消費税抜きの金額となっています。
※30a以上の圃場整備完了田が基準となっています。
※上記に記載されていない作業、未整備田・特殊田については双方協議の下に決めてください。

問 農業委員会事務局(農林水産課内) TEL 0240(23)5706

請戸住宅団地に自治会発足

- 名称 海の見える丘自治会
 - 会長 舩倉 浩
-
- 請戸住宅団地(26戸)の自治会が発足しました。
4月3日に設立総会を行い、仲良く明るい団地を目指し運営していきます。
皆さま、どうぞよろしくお祈りします。
海の見える丘自治会長 舩倉 浩

問 住宅水道課住宅係 TEL 0240(34)0232



令和4年4月1日より 津島支所が再開しました

- 場所の移転
以前の場所に代わり、令和4年4月より、つしま活性化センター(下津島字松木山22番地1)にて支所業務を行っています。
 - 業務時間
▷ 業務時間: 月曜日～金曜日の8時30分～17時15分
▷ 閉庁日: 土・日曜日/祝日/年末年始(12月29日～1月3日)
 - 窓口の体制
各種受付事務や証明書発行事務等は、通信設備の復旧が完了した後に、順次再開します。
 - 施設の利用等
令和4年3月16日の地震により、館内設備等に被害が出ている影響で、復旧が完了するまでの間、貸出等の対応はできません。館外および館内トイレは利用できます。
※閉庁日は館内トイレは利用できません。
- 問 浪江町役場津島支所 TEL 0240(34)2111(代)
※津島支所の固定電話の開通は6月になります。
それまでは代表電話にお問合わせください。

子育て広場 子育てサロン「ぽかぽかテラス」のご案内

町では、未就学児とその保護者を対象に、子育てサロン「ぽかぽかテラス」を開催しています。
昨年度は、「ハーバリウム体験教室」「マスクスプレー作りとハンドマッサージ」「栄養士の食育講話」「音の出るおもちゃ作り」など、親子で一緒に楽しめるものから、保護者の皆さんの癒やしや子育てのヒントとなる企画を実施し、多くの参加がありました。

今年度も全7回(5月25日(水)、6月22日(水)、7月25日(月)、8月31日(水)、9月21日(水)、10月19日(水)、11月16日(水))の開催を予定しています。

町の保育教諭と一緒に手遊びや触れ合い遊びをしたり、保護者同士の交流を図る場を設けたりするなど、皆さんが楽しめる企画を考えています。ぜひ、気軽に遊びに来てください。たくさんの参加をお待ちしています。

第1回 子育てサロン「ぽかぽかテラス」のご案内

- 日時 5月25日(水) 10時～11時30分
- 場所 浪江町役場 3階 301会議室
- 内容 「マスキングテープでフォトフレームをDIY」
- 申込方法 5月19日(木)までに電話で申し込んでください。

問 浪江にじいろこども園 TEL 0240(25)8619

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)から皆さんへ

「東京電力から示された金額では納得できない」など、原発事故による損害賠償請求において困っている人を対象に、中立・公平な国の機関「ADRセンター」が無料で仲介します。
☎ 0120(377)155 (月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)10時～17時)

【和解事例】 浪江町から避難した申立人ら(父母及び子2名)のうち、母及び子2名について、子1名が発達障害等を有すること、原発事故後に母ともう1名の子が精神疾患に罹患したこと、また、このような状況において母が子2名の面倒を見たことや、実両親及び義両親の介護を行ったこと等を考慮して、日常生活障害慰謝料(増額分)として、平成23年3月から平成27年7月まで、当時の状況に応じて月額3万円から9万円(合計312万円)の賠償が認められた。
【公表番号1755・令和3年3月30日成立】

【和解事例】 浪江町から避難した申立人ら(父母及び子2名)について、申立人らの間で別離が生じたことを考慮して、平成23年3月から平成30年3月まで、成人間のみ別離であった期間も含め、日常生活障害慰謝料(増額分)として、世帯全体として月額3万円の賠償が認められた。
【公表番号1761・令和3年5月10日成立】

問 総務課賠償支援係 TEL 0240(34)4638